

○消滅時効期間ノ末日カ休日ニ当タリ、又
ハ休日カ支払期日ノ場合ノ時効計算方ノ件

(昭和10年9月26日 蔵理第761号)
大蔵省理財局長から 日本銀行国
債局長あて

9月13日附国債第14号ヲ以テ国債ノ消滅時効計算方ニ関シ御照会ノ件了承、右ハ貴
見ノ通ニテ可然ト存候此段及御回答候也

(照会内容)

国債ノ元金又ハ利子ノ消滅時効期間ノ末日カ大祭日、日曜日其他ノ休日ニ当タリ本
行本支店、代理店又ハ郵便局ニ於テ元利金ノ支払ヲ為ササル場合ニハ其ノ翌日ヲ以テ
時効期間満了スルモノナリヤ又休日カ支払期日ニ当リタル場合ノ消滅時効ハ支払期日
ノ翌々日ヨリ起算スヘキモノナリヤ疑義有之候ニ付至急何分ノ御指示相受度此段及御
照会候也